

新居浜工業高等専門学校学校改革推進室規程

平成22年12月7日規程第19号

最終改正 平成29年2月21日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)運営組織規則第21条の規定に基づき、本校の将来計画及び教育方法等の改善を推進するため、学校改革推進室(以下「改革推進室」という。)を置き、改革推進室に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 改革推進室は、本校における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 将来構想・計画の検討
- (2) 年度計画及び事業報告書作成
- (3) 点検評価運営委員会の結果・報告に基づき、教育方法等を改善するために必要な方策の企画・立案・推進
- (4) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 改革推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長(総務企画担当)
- (3) 事務部長
- (4) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (5) 専攻科長
- (6) 教授及び准教授の中から校長が指名した者 若干名

2 前項第6号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第4条 室長は、校長をもって充てる。

- 2 室長は改革推進室の業務を総括する。
- 3 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名する室員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 改革推進室は、室員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した室員の過半数をもって決し、可否同数のときは、室長の決するところによる。

(室員以外の者の出席)

第6条 改革推進室が必要と認めるときは、室員以外の者を改革推進室に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 室長は、改革推進室における審議の結果を、運営会議に報告する。

(専門部会)

第8条 改革推進室に特定の事項を専門的に審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、改革推進室の室員の中から室長が指名した室員により組織する。
- 3 室長は、専門部会の室員の中から専門部会長を指名し、特定の事項を委嘱する。
- 4 専門部会長は、専門部会における審議結果を改革推進室に報告する。
- 5 その他専門部会に必要なことは、室長が定める。

(ワーキンググループ)

第9条 改革推進室に個別の事項を検討するためにワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、本校教職員の中から室長が委嘱した教職員により組織する。
- 3 室長は、ワーキンググループのグループ員の中からワーキンググループ世話人を指名し、個別の事項を委嘱する。
- 4 ワーキンググループ世話人は、ワーキンググループにおける検討結果を改革推進室に報告する。
- 5 本校の教職員は、ワーキンググループに委嘱された個別の事項に意見等がある場合は、ワーキンググループにおいて自由に意見を述べることができる。ただし、その場合は事前にワーキンググループの許可を得るものとする。
- 6 その他ワーキンググループに必要なことは、室長が定める。

(事務)

第10条 改革推進室に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、改革推進室の運営に関し必要な事項は、改革推進室の議を経て校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月7日から施行し、平成22年10月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校学校改革推進室要項（平成14年9月11日要項第2号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成29年2月21日 一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。